

No.	名 称 (施 設 名)	所在地 (住 所)	備考
63	相知小学校	唐津市相知町相知1810-1	
64	旧田頭小学校	唐津市相知町田頭427-2	
65	相知中学校	唐津市相知町相知2482	
66	佐里地区公民館	唐津市相知町佐里1828	
67	平山地区公民館	唐津市相知町平山上乙1300	
68	相知天徳の丘運動公園社会体育館	唐津市相知町相知2406-4	
69	相知交流文化センター (相知町保健センター)	唐津市相知町中山3600-8	
70	相知浦の川スポーツセンター	唐津市相知町相知2055-5	
71	相知牟田部体育館	唐津市相知町牟田部1412	
72	北波多小学校	唐津市北波多徳須恵416	
73	北波多中学校	唐津市北波多徳須恵303	
74	北波多社会体育館	唐津市北波多徳須恵413	
75	北波多公民館	唐津市北波多徳須恵1097-12	
76	北波多老人憩の家	唐津市北波多徳須恵1097-12	
77	人権ふれあいセンター北波多	唐津市北波多竹有2789-3	
78	北波多総合保健センター	唐津市北波多徳須恵1424-1	
79	肥前小学校	唐津市肥前町入野丙619-1	
80	切木小学校	唐津市肥前町万賀里川233-2	
81	肥前中学校	唐津市肥前町入野甲2217-2	
82	肥前公民館	唐津市肥前町入野甲1801-1	
83	納所農漁民センター	唐津市肥前町納所丁748-1	

No.	名 称 (施 設 名)	所在地 (住 所)	備考
84	切木農漁民センター	唐津市肥前町万賀里川223-1	
85	高串漁民センター	唐津市肥前町田野甲3174	
86	肥前小学校向島分校	唐津市肥前町向島194	
87	名護屋小学校	唐津市鎮西町名護屋444	
88	馬渡小中学校	唐津市鎮西町馬渡島41	
89	加唐小中学校	唐津市鎮西町加唐島25	
90	加唐小学校松島分校	唐津市鎮西町松島3531-6	
91	打上小学校	唐津市鎮西町打上2112-2	
92	海青中学校	唐津市鎮西町横竹838-9	
93	波戸岬少年自然の家	唐津市鎮西町名護屋5581-1	
94	鎮西石室体育館	唐津市鎮西町石室1310-1	
95	鎮西公民館	唐津市鎮西町名護屋1530	
96	打上公民館	唐津市鎮西町打上3283	
97	加唐島老人憩の家	唐津市鎮西町加唐島120	
98	松島老人憩の家	唐津市鎮西町松島3487-1	
99	馬渡島老人憩の家	唐津市鎮西町馬渡島3-3	
100	呼子小学校	唐津市呼子町呼子3000-1	
101	旧加部島小学校	唐津市呼子町加部島3449	
102	小川小中学校	唐津市呼子町小川島841	
103	小川島漁村センター	唐津市呼子町小川島2227-1	
104	めぐりあいらんどおがわ	唐津市呼子町小川島1040-1	

No.	名 称 (施 設 名)	所在地 (住 所)	備考
105	呼子公民館	唐津市呼子町殿ノ浦750-1	
106	呼子スポーツセンター	唐津市呼子町呼子3972	
107	呼子高齢者福祉センター	唐津市呼子町呼子2246	
108	七山小中学校	唐津市七山藤川2263-1	
109	七山公民館	唐津市七山滝川1252	
110	七山池原集会所	唐津市七山池原甲1297-1	
111	七山鳴神の丘ふれあい館	唐津市七山滝川1036-1	
112	障がい者支援センター(りんく)	唐津市東城内1-3	
113	高齢者生活福祉センターひぜん荘	唐津市肥前町万賀里川953-10	
114	高齢者生活福祉センターちんぜい荘	唐津市鎮西町打上3081	
115	唐津地域総合保険医療センター 2階いきいきホール	唐津市千代田町2566-11	
116	唐津市役所	唐津市西城内1-1	
117	大手口センタービル	唐津市南城内1-1 大手口センタービル	
118	浜玉市民センター	唐津市浜玉町浜崎1151-1	
119	厳木市民センター	唐津市厳木町厳木997	
120	相知市民センター	唐津市相知町相知2055-1	
121	北波多市民センター	唐津市北波多徳須恵1097-4	
122	肥前市民センター	唐津市肥前町入野甲1703	
123	鎮西市民センター	唐津市鎮西町名護屋1530	
124	呼子市民センター	唐津市呼子町呼子1995-1	
125	七山市民センター	唐津市七山滝川1254	

唐津市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき唐津市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付等の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等

を行うものとする。

- 一 唐津市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 二 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 三 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
(交付等の手続)

第4条 市長は、前条第一号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 市長は、前条第二号及び第三号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 市長は、第3条第一号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が特に必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第一号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）及び同条第二号並びに第三号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第一号から第三号に掲げる者に対し、必要に応じ、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、交付等の対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは、破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 1 1 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第 1 2 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式 4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 1 3 条 第 1 0 条第 1 項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第 1 0 条第 2 項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付等する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 1 4 条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失った、ときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 唐津市における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部危機管理防災課が行うものとする。

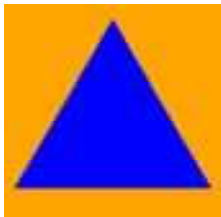
附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 21 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 4 日から施行する

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：〇〇市 1)
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面	裏面																		
  〇〇市（町村）長 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	<table border="1"> <tr> <td>身長/Height</td> <td>眼の色/Eyes</td> <td>髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所持者の写真</td> </tr> <tr> <td colspan="3">PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印鑑/Seal</td> <td>所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型/Blood type			所持者の写真			PHOTO OF HOLDER			印鑑/Seal		所持者の署名/Signature of holder
身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair																	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																			
血液型/Blood type																			
所持者の写真																			
PHOTO OF HOLDER																			
印鑑/Seal		所持者の署名/Signature of holder																	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

市(町村)長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____		生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所： _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____		
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____		

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

[illegible]

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
市（町村）長 殿	
申 請 者 住 所 （電話 ）	
氏 名 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式 4（第 1 2 条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
市（町村）長 殿 申 請 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2 (1) (②) (ウ) を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機

関である指定地方公共機関

(エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・ 我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものと

する。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。

- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定

書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦４センチメートル、横３センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
- (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武

力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関